

## 住居表示の実施までの流れ

住居表示の実施までの基本的な流れは次のようになります。

<p>●<b>連合町内会から市への要望</b></p>	<p>町内会の皆様で話し合っただき、住居表示実施のご希望があれば連合町内会から地域要望として市に要望していただきます。ご要望があれば、職員が住居表示についてご説明に伺います。</p>
<p>●<b>町内会役員との市職員との話し合い</b></p> <p>●<b>住民説明会の開催、意見聴取</b></p> <p>●<b>市として実施の決定</b></p>	<p>町内会役員との協議を経て、地元の皆様に住居表示についてチラシの配布や住民説明会を開催します。</p> <p>町内会から実施の要望があり、多くの住民の賛同が得られることが確認できれば、住居表示の実施に向け、市として準備を進めます。</p>
<p>●<b>住居表示審議会に諮問し答申を得る</b></p>	<p>学識経験者、関係行政機関の職員及び地元の代表者で構成される住居表示審議会を開催し審議します。</p>
<p>●<b>住居表示実施案を公示した後、市議会で町割り、町名称などを議決</b></p>	<p>地方自治法と住居表示に関する法律に定められた市議会の議決、告示等の事務を行います。</p>
<p>●<b>住居表示実施のための業務委託</b></p>	<p>住居表示を実施するため、必要な業務を業者に委託します。</p>
<p>●<b>住居表示の実施</b></p>	<p>住居番号通知書、手続きのしおり、住居番号表示板などを各ご家庭にお届けします。</p>

住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地にある建物に順序よく番号をふり、土地の地番によらない方法で、わかりやすい住所の表示をすることをいいます。

「住居表示に関する法律」は、昭和37年に施行されました。この法律は町名地番が混乱してわかりにくいものとなっている住居の表示を合理的なわかりやすいものにし、住民の福祉の向上に資することを目的として制定されました。